

# 1. ワンストップセンターと多機関との連携会議

資料3

## 新たな会議体の設置

- 第1回有識者検討会議において、連携体制の構築にあたり各委員から、「多職種で一緒に考える会議」、「顔の見える会議の体制化」、「各機関が集まり、お互いの業務を理解することが非常に重要」等の意見があつた。
- 従前から、ワンストップ支援センターと、子ども家庭センターや警察等の間で、既に確立されている関係を、他の支援機関も含めたオフィシャルな支援体制を構築するとともに、関係機関の連携を強化するため、新たな会議体を設置する。
- 特に支援が困難な事案等、多機関での連携が必要なケースにおいては、関係機関が集まり、支援策を話し合う場が必要。新たな会議体では、府がNPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンターに委託している「支援調整会議」のような会議を必要に応じて開催。

## 会議体の枠組み（案）

- 新たな会議体のメンバーについては、あらかじめ連携が想定される関係機関で事前に協定を締結する。
- 関係機関は、ワンストップ支援センター、医療・司法・市町村等関係団体、大阪府警察、大阪府（危機管理室、府民文化部、福祉部、健康医療部、教育庁）等を想定。
- ケースに応じ、ワンストップ支援センターが関係機関に呼びかけ隨時開催。また、年1回は、書面で当該年度の開催状況や支援内容等をメンバーに共有。
- 関係機関が多く、協定締結前には丁寧な調整が必要であることから、今後、早々に協定案を作成し、事前調整を行う。

## 【会議体設置の目的（被害者支援のネットワーク構築に向けた基盤づくり）】

- ①目的意識を持つ：各機関には、固有の目的や機能あり。その範囲を超えた活動目的を有することになる場合、共通する目的を言語化して確認することが重要。
- ②領域を認識する：各職種や各機関で提供できること、得意な領域と同時に、できないことを認識することで、目的達成のために他の職種や機関との連携・協働が必要という意識や行動につながる。
- ③現場からつくる：具体的な実践や活動から関係を構築。一つひとつの事例、事案への支援の方策に関わる人や機関が集まり、検討・協議したり、実践する中で、具体的につながりの糸口が見える。
- ④共通のテーブルにつく：話し合いは、立場や機関を超えて同じテーブルにつき、対等な意見交換が重要。異分野も含め、多機関、多職種だからこそ視点の異なる多様なアイデアが生まれ、重層的な支援を組み立てられる。

## 2. 医療機関との連携（同行支援、症例検討会）

### 同行支援の状況

- 4月以降、ワンストップ支援センターでは、24時間365日いつでも相談に対応できるよう、日中2名、夜間1名の支援員が常駐しているが、突発的に発生する医療機関への同行支援が困難な状況。
- 警察が被害届や相談を受けた場合は警察が同行しており、また、意向調査において新たに協力を申し出ていただいた31医療機関中、20機関は「支援センターの同行ができない場合でも対応可能」との回答あり。
- 本年2月の大阪府戦略本部会議において、新たなワンストップ支援センターの「協力医療機関との連携（イメージ）」では、「日中夜間問わず支援センターの支援員が原則同行」することとしているが、上記2点を踏まえ、当面の間、どのような場合に同行支援を行うか、整理する必要。  
⇒ 今後、協力医療機関が参加する「性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議」において調整予定。

### 症例検討会の開催

- ワンストップ支援センターについては、10月中に、こころの健康総合センター建物内へ移転し、相談や支援機関へのコーディネート機能に加え、診療機能（産婦人科）を併設するとともに、事業継続性や広域性の観点から連携型へ移行。
- 女性に加え、子ども、男性、LGBTQ等の多様化する被害者への対応や、被害者が近くの協力医療機関で受診することによる負担軽減、協力医療機関の負担の平準化が求められている。  
⇒ 今後、協力医療機関における診療の標準化や二次被害の防止等を図るため、協力医療機関が参加する「性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議」において、症例検討会を行う。

### 3. 学校における性に関する指導

#### 包括的な性教育の必要性

- 第1回有識者検討会議において、各委員から、「包括的な性教育」や、「加害者対策、加害者教育」、「小学生以下では、被害について何が起きたのか、分からぬ状態になることが多い」との意見があった。
- 正しい知識を身につけるとともに、自ら考え適切な意思決定と行動選択ができる力を育む「性に関する指導」を通じ、子どもたちが、性暴力の加害者、被害者、傍観者になることを防ぎ、自己肯定感を高め、互いに尊重しあえる社会にすることが重要。
- 多様化する性に関する諸課題について、教科「体育」「保健体育」における授業のみならず、学校の教育活動全体で取り組むことが必要。

〔※国の「生命（いのち）の安全教育」では、命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることをめざし、各校で「生命（いのち）の安全教育」が進むよう動画教材等を作成。〕

#### 府における取組

- 一人ひとりの生と性（平成31年2月大阪府教育委員会）
  - ・性に関する指導の必要性や、発達段階に応じた「性に関する指導」の基本的な考え方・進め方、さらに実際に学校で実施される工夫例など、学校での性に関する指導の参考となる冊子を作成。
- 性に関する研修会（府内教職員対象：毎年実施）
  - ・すべての教職員が性に関する必要な知識を持ち、適切に対応できるよう、企業や産婦人科医等と連携し、「生命（いのち）の安全教育」を含めた研修を行い、教職員の資質や能力の向上を図る。
- 今後は上記取組に加え、各校において教職員が性暴力等に関して適切に指導できるよう、性に関する研修会等で、ワンストップ支援センターの取組を紹介する。
- 子どもから相談があった際の注意事項、教員等の心得、被害にあった場合の相談先（ワンストップ支援センター）等を周知する。